１　令和元年度に届出のあった個人情報取扱事務一覧

１　条例第６条第１項の規定による開始届

（１）市長・固有事務

所掌する組織の名称		事務の名称
総合政策局	総合政策部国家戦略特区推進課	国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の対象物件の報告事務
	総合政策部政策調整課	地域ポイント制度
	総合政策部都市アイデンティティ推進課	千葉市制100周年ロゴ・キャッチフレーズの募集
	総合政策部都市アイデンティティ推進課	千葉市縁（ゆかり）の著名人に関する調査及び名簿作成
	オリンピック・パラリンピック推進部オリンピック・パラリンピック調整課	聖火リレーボランティア
市民局	生活文化スポーツ部男女共同参画課	千葉市LGBT電話相談
	生活文化スポーツ部男女共同参画課	千葉市パートナーシップ宣誓制度
保健福祉局	地域福祉課	新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う緊急生活資金貸付事業
	健康部生活衛生課	旅館業法上の許可物件の報告事務
	高齢障害部障害者自立支援課	日常生活用具費支給総括事務
	高齢障害部障害者相談センター	療育手帳判定業務
	高齢障害部障害者相談センター	特別児童扶養手当診断書作成業務
	高齢障害部障害者相談センター	知的障害者に対する相談業務
	高齢障害部障害者相談センター	身体障害者手帳認定事務
	高齢障害部障害者相談センター	補装具相談及び判定
	高齢障害部障害者相談センター	更生医療判定
こども未来局こども未来部こども家庭支援課		学校外教育バウチャー事業
環境局	資源循環部廃棄物対策課	ミニ・キエーロサポーター事業
	資源循環部産業廃棄物指導課	産業廃棄物の不適正処理に係る指導
都市局	建築部住宅政策課	空家等情報提供制度（所有者等）
	建築部住宅政策課	空家等情報提供制度（利用希望者）
	建築部住宅政策課	千葉市空家等活用・除却提案モデル事業
	建築部住宅整備課	市営住宅の公有財産管理事務
	都市部都心整備課	千葉駅周辺リノベーションまちづくり事務
	都市部交通政策課	地域懇談会
	都市部交通政策課	まち歩き点検ワークショップ
	公園緑地部動物公園	ナチュラルガーデンづくり

（２）消防長・事業所共通事務

所掌する組織の名称	事務の名称
各消防署	防火対象物点検結果報告書
各消防署	防災管理点検結果報告書
各消防署	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書
各消防署	防火対象物点検報告特例認定申請書
各消防署	防災管理点検報告特例認定申請書

（３）消防長・固有事務

所掌する組織の名称	事務の名称
警防部航空課	救急事務

２　条例第６条第１項の規定による変更届

（１）市長・事業所共通事務

所掌する組織の名称	事務の名称	変更箇所
総務局危機管理課、総務局防災対策課、各区地域振興課	避難行動要支援者支援事務	組織の名称

（２）市長・固有事務

所掌する組織の名称		事務の名称	変更箇所
保健福祉局	高齢障害部高齢福祉課	避難行動要支援者名簿整備事務	対象者の範囲、収集先
	高齢障害部介護保険管理課	介護保険被保険者資格管理事務（総括）	目的
	高齢障害部介護保険管理課	介護保険要介護認定事務（総括）	目的
	高齢障害部介護保険管理課	介護保険給付事務（総括）	目的
	高齢障害部障害者自立支援課	療育手帳総括事務	備考欄
	高齢障害部障害者自立支援課	心身障害児（者）おむつ給付事務	経常的な目的外利用の有無、備考欄
	高齢障害部障害者自立支援課	身体障害者手帳総括事務	経常的な目的外利用の有無、備考欄
	高齢障害部障害者自立支援課	避難行動要支援者名簿事務	経常的な目的外利用の有無、備考欄
	高齢障害部障害者自立支援課	心の輪を広げる障害者理解促進事業	目的、経常的な目的外利用の有無、経常的な目的外提供先
環境局	資源循環部産業廃棄物指導課	行政代執行に要した費用の徴収事務	記録項目、収集先
	資源循環部北清掃工場	子和清水調整池多目的広場利用受付事務	収集先
都市局	建築部住宅政策課	空家等の適正管理	組織の名称
	建築部住宅政策課	空家等の適正管理	目的
	建築部宅地課	宅地造成の是正指導事務	記録項目、収集先

（３）消防長・事業所共通事務

所掌する組織の名称	事務の名称	変更箇所
各消防署	救急事務	収集先
各消防署	多数傷病者事務	収集先

（４）消防長・固有事務

所掌する組織の名称	事務の名称	変更箇所
警防部救急課	多数傷病者事務	収集先
警防部救急課	疑似感染症取扱い事務	収集先

（５）教育委員会・固有事務

所掌する組織の名称	事務の名称	変更箇所
学校教育部養護教育センター	教育相談業務	目的、記録項目、経常的な目的外提供先

（６）議会・固有事務

所掌する組織の名称	事務の名称	変更箇所
総務課	資産等報告書等閲覧請求事務	目的
総務課	政務活動費収支報告書等閲覧事務	目的

３　条例第６条第２項の規定による廃止届

（１）市長・固有事務

所掌する組織の名称	事務の名称
保健福祉局高齢障害部障害者相談センター	身体障害者相談・判定業務
保健福祉局高齢障害部障害者相談センター	知的障害者相談・判定業務
こども未来局こども未来部健全育成課	みなと青年教室

（２）議会・固有事務

所掌する組織の名称	事務の名称
総務課	政務調査費収支報告書等閲覧事務
総務課	市議会ホームページに掲載された政務活動費収支報告書（別紙）の閲覧事務